

セーフティネット保証5号

【概要】

中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、セーフティネット保証5号の制度継続が行なわれました。本制度により、業況が悪化している業種の中小企業者の皆様を対象に、民間金融機関から融資を受ける際には信用保証協会が保証をいたします。

【対象業種】

国の指定する業種に属する中小企業者。

【認定根拠】

中小企業信用保険法第2条第4項第5号

【対象中小企業者】

次のいずれかに該当すること。

- (イ) 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者。
- (ロ) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っている中小企業者。
- (ハ) 円高の影響により、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる中小企業者

【融資の流れ】



<問い合わせ先>

沖縄市役所 経済文化部 商工振興課 商業係

TEL 939-1212 (内線3226)

FAX 937-0342

【申請に必要な書類】

(個人)

- 確定申告書(直近の年度)の写し(明細書は省略可)
- 住民票抄本(発行日から3か月以内に限る)
- 印鑑証明書の原本(発行日から3か月以内に限る)
- 営業許可証・登録証の写し
- 名刺

(法人)

- 決算報告書(直近の年度)の写し(内訳書は省略可)
- 確定申告書(直近の年度)の写し(明細書は省略可)
- 登記簿謄本の原本(発行日から3か月以内に限る)
- 印鑑証明書の原本(発行日から3か月以内に限る)
- 営業許可証・登録証の写し
- 名刺

(イ)

- 申請書(様式あり) 2通(ホッチキス等で綴らないこと)
- 売上比較表(様式あり)
 - ・数値確認のため試算表等の提出。会社の代表社印(実印)を押印すること
- 認定申請書を記入する際に使った資料
 - ・建設業の場合:今年度、前年度分の工事(変更を含む)請負契約書・注文請書等の写し
 - ・製造業・卸売業・小売業・サービス業の場合:今年度、前年度分の月別売上管理票等の財務諸表の写し

(ロ)

- 申請書(様式あり) 2通(ホッチキス等で綴らないこと)
- 売上&原油等仕入価格比較表(様式あり)
 - ・会社の代表社印(実印)を押印すること
- 売上高計算書 仕入価格計算表
 - ・認定申請書を記入する際に使った資料
- 最近3か月及びその前年同期の試算表
- 最近3か月間及びその前年同期の原油等の購入価格(単価)が分かるもの(仕入伝票・請求書等の写し)

(ハ)

- 申請書(様式あり) 2通(ホッチキス等で綴らないこと)
- 理由書
- 売上比較表
 - ・数値確認のため試算表等の提出。会社の代表社印(実印)を押印すること
- 円高による悪影響が確認できる資料(必要に応じて、輸出の明細や輸入品企業と競合していることが確認できる資料)
- 円高に影響における最近1カ月間の売上高等が確認できる書類及びそれに対応する前年同時期1カ月間の売上高等が確認できる書類(試算表等)
- 円高影響における最近1カ月の期間後2カ月間の見込み売上高等が分かる書類及び、それに対応する前年同時期2ヶ月の売上高が確認できる書類。

※認定書発行後、有効期限が切れた際の再交付申請可能条件は前回申請日から3か月以内、認定日より30日以上過ぎている場合に限ります。

【取扱期間】 平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

セーフティネット保証制度

【セーフティネット保証制度とは】

信用保証制度は、中小企業者が民間金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が債務の保証をすることにより、融資を受けやすくするためのものです。

セーフティネット保証制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

<p>(一般保証限度額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通保証 2億円以内 ・ 無担保保証 8千万円以内 ・ 無担保無保証人保証 1, 250万円以内 	+	<p>(別枠保証限度額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通保証 2億円以内 ・ 無担保保証 8千万円以内 ・ 無担保無保証人保証 1, 250万円以内
--	---	--

【対象となる中小企業者】

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

中小企業信用保険法第2条第4項各号の概要

1号	大型倒産（再生手続申立等）の発生により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者
3号	突発的災害（事故等）により影響を受けている指定地域で指定業種を営む中小企業者
4号	突発的災害（事故等）により影響を受けている指定地域の中小企業者
5号	全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者
6号	破綻金融機関と取引を行っており、事業資金の調達に支障が生じている中小企業者
7号	金融機関の経営合理化に伴って借入れが減少している中小企業者
8号	RCC（整理回収機構）又は産業再生機構へ貸出債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生可能性があると認められる場合

セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第4項

セーフティネット保証制度5号(イ)認定について

認定条件

セーフティネット5号(イ)の認定にあたっては、事業内容による業種条件により申請用紙がそれぞれ5号(イ)①～③と分かれ、それぞれ①～③における減少率等の条件を全て満たすことが必要です。

セーフティネット保証5号イ①

○対象

1つの指定業種のみ事業として行っている、若しくは指定事業のみを複数事業としている人が対象。

○条件

最近3ヶ月間の売上高が前年同期の売上高等に比べて5%以上減少している。

セーフティネット保証5号イ②

○対象

複数の業種を事業としているが、主として行っている事業(売上がここ1年で最も多い)が指定業種であり、一部に非指定の業種がある。

○条件

- ①主たる業種の最近3ヶ月の売上高等が前年同期の売上比で5%以上減少している。
- ②会社全体の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。

セーフティネット保証5号イ③

○対象

複数の業種を事業としているが、メインとして行っている事業(売上がここ1年で最も多い)が非指定業種であり、一部に指定業種がある。

○条件

- ①指定業種の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で減少していること(%は問わない)
- ②会社全体の最近の3ヶ月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高当の減少額等の割合が5%以上であること。
- ③企業全体の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。